

# 東大阪市女性デジタル人材育成・就労支援事業仕様書

## 1. 事業名

東大阪市女性デジタル人材育成・就労支援事業

## 2. 目的

本事業は、育児や介護等により就業機会が制約されやすい女性に対し安定した就労機会の確保に向けて、就労に直結する専門的なデジタルスキルが身につくプログラムを実施する。それに加え、実践経験を積むための業務体験の機会を提供し、就労までの伴走支援を行うことで、デジタル分野への就労の実現を目的とする。

## 3. 契約期間

契約締結の日～令和9年3月31日まで

## 4. 契約金額

契約金額は、金5,000,000円以内（取引にかかる消費税及び地方消費税の額を含む。）とし、本仕様書に沿った事業を行うために必要なすべての経費を含む。

## 5. 対象者

東大阪市に在住し、令和8年度中に就職を目指す女性25名程度。ただし、上限を定めるものではない。

## 6. 事業の内容

### (1)受講者の募集

#### ア 広報・応募受付

- ・受講者の募集に当たっては、市と協議したうえで、ウェブ広告、SNSを活用した広報やチラシ配布等により、定員を満たすよう効果的な広報を実施すること。
- ・受講者の募集受付や管理等は、受託事業者が実施すること。

#### イ 募集説明会

- ・募集終了までに、受講希望者や受講を検討している方向けに、プログラム内容や申込方法等に関する説明会を開催すること。
- ・募集説明会はより多くの方が参加しやすいよう日程や方式などの工夫を行うこと。

#### ウ 受講者選考

- ・受講申込数が募集人数を上回った場合、選考の上、受講者を決定すること。
- ・選考にあたっては、事前に市と選考基準を協議し、その基準を基に受講者を決定すること。

### (2)学習プログラムの企画・運営

## **ア プログラム内容**

- ・学習プログラムは、受講者がメールやインターネット、オフィスソフト等（ワープロや表計算ソフト等）の基本的操作が可能な状態からデジタル分野へ就労できることを前提としたものとする。
- ・学習プログラムの内容は本事業の目的である「安定した就労機会の確保」の趣旨を踏まえたうえで、最新のデジタル人材動向等により、デジタル分野での就労に有利と考えられる提案を行うこと。
- ・受講者が育児、介護等と学習を両立できるよう、e ラーニングコンテンツを活用したオンラインによる受講を基本とし、受講者が自主的に学習を進められる仕組みづくりを行うこと。
- ・目的達成に向けて研修へのモチベーションを高めるため、対面またはオンラインによる集合型の研修を少なくとも4回は実施することとし、受講者の理解度を図る効果測定を実施すること。また、アーカイブ動画の配信などにより受講者が復習できる環境を整えること。
- ・受講に必要となる環境について、端末（パソコン等、OS ライセンス費用を含む。）、インターネット環境及び受講にあたって最低限必要となるソフトウェアは受講者が自ら用意するものとするが、学習プログラム受講のために必要となるソフトウェア等の環境がある場合には、受講者に金銭的負担が生じないように、必要なソフトウェアはフリーソフトを活用するなどの配慮を行うこと。

## **イ プログラム支援**

- ・受講者の学習の進捗や理解度を把握し、確実にスキルを習得できるようにきめ細やかな支援に努めること。
- ・受講者が確実に学習プログラムの受講を完了することができるよう、受講者同志が交流できる機会および仕組みを提供し、受講意欲及び離脱防止を図れる仕組みを導入すること。
- ・コミュニケーションツール等を活用し、受講者の疑問や不明点を解消できる環境を整えること。

## **ウ プログラム終了後**

- ・習得したデジタルスキルに関する効果測定を実施し、一定水準に達した者を受講修了とし、就労支援を開始すること。

### **(3)実践プログラムの企画・運営**

#### **ア プログラム内容**

- ・受講者が習得したスキルを十分に発揮できるよう、就労体験などにより、実際の企業で活かせるような課題を設定し、実務に近い経験を積める実践プログラムを実施すること。

#### **イ プログラム支援**

- ・受講者の学習の進捗や理解度を把握し、確実にスキルを習得できるようにきめ細やかな支援に努めること。
- ・受講者が確実に実践プログラムの受講を完了することができるよう、受講者同志が交流できる機会および仕組みを提供し、受講意欲及び離脱防止を図れる仕組みを導入すること。
- ・コミュニケーションツール等を活用し、受講者の疑問や不明点を解消できる環境を整えること。

### **(4)就労支援の企画・運営**

#### **ア 就職対策支援**

- ・円滑な就労につなげるため、受講者を対象に就職活動支援を実施すること。

・個々のスキルや希望に応じてきめ細かく就職活動支援を実施するために、全受講者の進捗管理を行うこと。

・デジタルスキルのみならず、就労に必要なコミュニケーションスキルやビジネスマナーなどの基礎的なビジネススキルの習得支援を行うこと。

#### **イ 企業開拓**

・就労に繋がる企業開拓を実施すること。特にデジタル分野での人材ニーズのある企業を積極的に開拓すること。開拓企業は基本的には市内企業を対象とするが、市内在住でも就労が可能ならば市外企業も可とする。

・求人企業と受講者が直接会い、企業情報や受講者情報を共有できる対面型のイベントを開催すること。イベントは企業開拓先を含む複数社の参加を必須とし、受講者に就労先の選択を与えらること。

#### **ウ その他就労支援**

・受講者の就労支援として、質問や相談ができるなど、伴走支援型のサポート体制を構築すること。  
・委託期間中に就労につなげることを原則とするが、期間中に就労することが難しいと判断した場合、受講者の希望に応じて、就活ファクトリー東大阪等の公共の就職支援施設等の利用による求職活動へつなげること。その際、円滑に移行できるようサポートを行うこと。

### **(5)アンケート等調査**

・効果測定のため、事業終了時にアンケート調査、また事業終了後、一定期間を経た後に就業調査を実施し、効果検証を行うこと。なお受講者に対して調査についてあらかじめ周知し、協力について承諾を得ておき、全受講者からアンケートを回収するよう最大限努めること。

### **(6)業務報告書等の作成**

#### **ア 月次報告**

・毎月10日までに前月までの進捗状況を月次報告書にまとめ、市に報告する場を設けること。なお、報告内容については市と協議をすること。

#### **イ 年次報告**

・業務完了後、業務完了報告書及び収支計算書、実績報告書を作成し、令和9年3月19日までに市に提出すること。実績報告書には、KPIの内容を踏まえたうえで、委託業務の実施内容の詳細や、受講者への調査結果も含めた事業効果、分析結果等を記載すること。

#### **ウ KPIの設定**

・以下の項目について効果測定を実施すること。

- ① 就職決定者数（正規、非正規、独立や起業を含む）

目標値：受講者の6割以上

- ② 受講修了者数

目標値：全受講者数の8割以上

- ③ 受講者の満足度

目標値：受講者全体でプログラム内容について「満足」・「やや満足」が8割以上

## Ⅰ その他報告関係

- ・必要に応じて検査を行うため、会計関係帳簿及び証拠書類を整備し、当委託事業にかかる経費等を明確に区分にすること。
- ・当事業は国の交付金を活用した事業であるため、国の会計検査院による実地検査の対象となる。関係書類は業務が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。また、会計検査院による実地検査が行われる際は、市の求めに応じ関係書類の提出等を行うこと。
- ・受託事業者は、業務全体の進行管理や市との連絡調整を行うため、実施責任者や担当者等を選任し、業務従事者名簿を遅滞なく提出すること。また、業務従事者の異動、退職により変更が生じた場合は、直ちに当市に連絡し、新しい名簿を提出すること。

### (7)関係機関との連携

- ・本事業を実施するにあたり、ハローワーク布施、OSAKA しごとフィールド等の就労支援機関、東大阪商工会議所や東大阪市企業人権協議会などの市内企業の関連機関等と連携し、十分な周知をはかり、効果的な事業実施に努めること。

### (8)著作権

- ・制作物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、すべて当市に帰属するものとする。
- ・受託事業者は、当市の許可なく、他に公表、貸与または使用等をしてはならない。
- ・撮影した映像、作成したチラシ、イラスト、キャッチコピー、ロゴマーク等はすべて当市に供与し、その利用、再編集は当市が自由に行えることとする。
- ・第三者の著作権物を使用する場合は、受託事業者の負担で著作権処理を行うこと。

### (9)業務の再委託

- ・受託事業者は、委託業務の全部又は主たる部分の処理を第三者に委託する再委託は禁止とする。ただし、業務を効率的又は効果的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議のうえ、市が承認することによって業務の一部を委託することができる。
- ・再委託範囲は受託事業者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託事業者の責任において解決すること。
- ・再委託範囲に個人情報の取り扱いが含まれるときは再委託先にも「個人情報にかかる特記事項」を遵守させるとともに、再委託先との間で個人情報に関する適切な体制を確保すること。

### (10)トラブルや緊急時の対応

- ・受託事業者は、あらかじめ緊急連絡網を整備し、対応マニュアルを作成すること。
- ・当市または受託事業者は、本事業の遂行中に施設の設備または運用体制等に障害が発生した場合、もしくはその発生が十分に予見され、本事業の遂行に重大な影響を及ぼす恐れがある場合は、相手方に対して直ちに状況を連絡し、その対応について協議すること。
- ・受託事業者は、火災、地震等の災害が発生した場合は、求職者等の安全確保とともに被害を最小限にとどめるべく当市との連携を図ること。
- ・感染症や天災、その他不可抗力等の様々なリスクに対して、情報の把握に努め、最善の対応を

うこと。

・トラブルや緊急時は、迅速に対応し必要に応じて市と連携して対処すること。

#### **(11)責務**

・受託事業者及び業務従事者（本事業にかかわるすべての者をいう。以下同じ）は、本事業を遂行する上で、下記①～③の法令等を遵守すること。

- ① 労働基準法、労働安全衛生法など労働者保護法関係
- ② 個人情報保護に関する法律
- ③ その他関係法令

・受託事業者及び業務従事者は、業務上知り得た情報を第三者に開示・漏洩してはならない。本契約が終了し、または解除された後においても同様とする。業務上知り得た情報には、相談記録等のほか、媒体を問わず、求職者等の個人情報、取扱い基準等を含むものとする。

・当市より貸与または寄贈を受けたものや本事業の委託料にて購入したものは、受託事業者の責任において厳重に管理し、本契約終了後、当市に確実に返還すること。

・本事業履行の際は、当市の承認を受けた情報端末、周辺機器のみを使用すること。

・受託事業者及び業務従事者は、当市の信用を失墜するような行為を行わないこと。

#### **(12)その他留意事項**

・プロポーザルにおける提案書の内容は本契約に含むこと。ただし、市と協議のうえ追加・削除・修正を行える。

・本事業は、市から受託事業者へ支払う委託料のみで実施すること。市以外の者から報酬又は必要な経費等を受け取ることはできない。また、職業紹介先業者に対して紹介手数料等の対価の支払いを求めてはならない。

・受注者が業務の履行に要する費用については、全て受注者の負担とする。

・受注完了後に受注者の責に帰すべき事由による成果品の不備や不良があった場合は、受注者は速やかに発注者の指示に従い、修正等の措置を受注者負担で行うこと。

・その他契約書及び仕様書に定めのないものについては、その都度、双方協議し、誠意をもってこれにあたること。